

審 査 基 準

令和6年8月1日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要	特例遊興飲食店営業許可証の再交付
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 基 準	14日間
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	